

集中治療専門薬剤師認定に関するFAQ

〈目次〉

申請について	1
申請書について	2
実務経験証明書について	2
学術業績について	4
症例報告について	6
認定試験について	6

〈申請について〉

Q1 日本集中治療医学会の会員である必要はありますか？
また、准会員でもよろしいでしょうか。

A1 規則の第2章「集中治療専門薬剤師の認定審査」・（認定申請要件）第2条に定める通り、日本集中治療医学会正会員であることは必須条件です。
また、准会員ではなく「正会員」であることが求められます。

Q2 自身の救急認定薬剤師は、2025年は3年目となるのですが、申請要件（3年以上）は満たさないということになりますでしょうか？

A2 認定申請要件は「3年以上経過」ですので、3年目では不足です。
3年を終了し4年目から要件を満たす事となります。

Q3 第10回の救急認定薬剤師を取得しております。
コロナ禍の影響で2022年1月1日から12月31日の期間が暫定認定期間となっている場合、暫定認定期間は申請要件の年数にはカウントされるでしょうか？
2025年度の集中治療専門薬剤師申請要件の一般社団法人日本臨床救急医学会の認定する救急認定薬剤師の資格を取得後3年以上経過を満たすことになりますか。

A3 現状では暫定認定期間もカウントとなります。
コロナの暫定認定期間の扱いにつきましては、
「コロナ禍において、第10回は筆記試験が実施出来ず、翌年に第11回と一緒に第10回の筆記試験も実施した。第10回の認定薬剤師の認定期間は、2022年1月1日～2026年12月31日の期間で差し支えなし」としておりますので、2025年度の集中治療専門薬剤師に申請する事は可能です。
今後変更などございましたら、HPなどで告知させていただきます。

〈申請書について〉

Q4 提出した申請書を返却してもらえますか？

A4 一度受け付けた申請書は返却しておりません。

Q5 集中治療専門薬剤師の申請・試験料を振り込んだ際の、振込控えのコピーの添付は提出書類に入っていないため、提出しないということによろしいでしょうか？

A5 振込控えはご提出いただかなくとも大丈夫です。

Q6 集中治療専門薬剤師の申請・試験審査料を振込させていただいたのですが、領収証（インボイス制度、登録番号T13桁）をいただくことは可能でしょうか。

A6 インボイス対応の「領収証」の発行を承ります。

ご希望の方は、下記アドレスまでメールにてご依頼ください。

アドレス：nintei-staff@jsicm.org

宛先：日本集中治療医学会事務局 認定制度担当

件名：【領収証依頼】集中治療専門薬剤師認定試験

記載項目：①「領収証」のお宛名

②「領収証」の送付方法

（メール添付または郵送。郵送の場合はお送り先ご住所、お宛名）

〈実務経験証明書について〉

Q7 集中治療施設名には何を記載すればよいでしょうか？

A7 集中治療部、救命救急センター、PICUなど部門の名称を記入してください。

また、記載した部門が算定している管理料を確認し、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児集中治療室管理料のいずれかに必ず☑を入れてください。

また、算定管理料ごとに実務経験証明書を作成してください。

Q8 実務経験証明書の算定管理料の項目についてですが、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児集中治療室管理料、5つ全てに該当することが必要でしょうか？

A8 すべてに該当する必要はありません。

特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料の算定施設において、集中治療関連の薬剤師業務に通算5年以上従事していれば問題ありません。（集中治療専門薬剤師制度施行細則第2条）

Q9 従事経験の通算5年は、連続していなくても問題ないでしょうか？
A施設2年、B施設0年（3年別部門での勤務）、C施設4年で累計6年など

A9 連続していなくても問題ありません。

Q10 「集中治療関連の薬剤師業務に通算5年以上従事した経験を有すること」とありますが、これは専従期間の合計が5年以上ということでしょうか？

A10 特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料の算定施設において、通算5年以上常勤して集中治療関連の業務に従事していれば、専従・専任・兼任は問いません。

Q11 現在は、ICU業務から離れていますが、過去5年以上ICUでの勤務経験がある場合は受験可能でしょうか？

A11 要件を満たしていれば可能です。

Q12 集中治療室・業務に従事していた証明は、異動した場合、前所属の院長や責任者の署名・押印が必要でしょうか？
それとも現所属での院長や責任者の署名・押印でよいのでしょうか？

A12 所属していた前ご所属先の責任者、病院長印が必要です。

Q13 前所属の責任者、院長はその当時の人物でしょうか？
それとも現在の該当者でよろしいでしょうか？

A13 現時点の病院長、責任者で結構です。

Q14 実務経験証明書に押印が必要となっておりますが、転勤のため職場が変更となっております。前任地での証明をいただくにあたり、提出する書面については押印後PDFファイル化したものをプリントアウトして提出することで問題ありませんでしょうか。

A14 原本でのご提出をお願いしております。

〈学術業績について〉

Q15 学術業績の要件で、学術業績30単位が必要とありますが、学術集会への出席のみでも認定条件を満たすでしょうか？
必須要件に学術論文、学術集会発表は含まれますか。

A15 現状、学術集会への参加30単位で要件を満たします（細則「別表」参照）。ただし、日本集中治療医学会学術集会または同支部学術集会への1回以上の出席による単位取得は必須です。

なお、2026年度からは日本集中治療医学会学術集会または同支部学術集会での発表（筆頭）1題以上が必須要件に加わり、学術業績50単位が必要になります。さらに、2028年度からは学術論文（筆頭）1編以上も必須要件に加わり、学術業績60単位が必要になります。

Q16 提出できる実績（論文、学会発表、公園、座長・司会や学会出席）は過去5年と期間が決まっています。2年間仕事を離れていた（留学、出産育児等）場合、猶予の考慮はありますか？

A16 申請する年の過去5年の間に留学、出産・育児等休業を取得した場合は、その期間を空白とし、前後合計5年間の実績を認めます。
所属する施設が発行する「留学・休業取得の証明書」を申請書類と合わせて提出してください。証明書の書式は問いません。

Q17 集中治療に関する論文とは具体的にどのような内容を指しますか？

A17 集中治療医学に関連する内容を指します。
関連の有無については集中治療専門薬剤師制度委員会で判断します。

Q18 学術要件における学術論文ですが、直近5年の業績とされておりますが、これは論文の受付日で換算するのか、採択日での換算であるのか教えて下さい。

A18 採択日です。

Q19 最近、論文が採択されました。採択通知があれば、学術業績に記載して申請しても良いでしょうか？

A19 採択通知があれば記載可能です。採択通知の複写を提出してください。

Q20 業績（論文）について質問です。病院の紀要や企業の雑誌等に記載されたものは認められますか？
また、学会抄録もSupplementsが出版されていれば、認められますか？

A20 病院や大学の紀要、地方誌、企業の商品PR誌（商業誌）は認められません。
学会抄録集は論文業績として認められません。

Q21 ○○の雑誌のXXという論文は認められますか？

A21 日本集中治療医学会雑誌、日本臨床救急医学会雑誌、Journal of Intensive Care、望ましいですが、それ以外では下記の要件を満たすものも認めています。

- ・和文誌は医中誌に掲載され査読があるものまたはDOIがついているもの。
- ・英文誌はPubMedに掲載もしくはWEBで公開され査読があるもの。

※申請書提出前に可否をお答えできません。論文が要件に合っているかどうかは提出された論文を集中治療専門薬剤師制度委員会で審査いたします。

Q22 著書は業績として認められますか？

A22 医中誌に掲載され査読がある著書であれば著書であっても認めることができます。

※申請書提出前に可否をお答えできません。論文が要件に合っているかどうかは提出された論文を集中治療専門薬剤師制度委員会で審査いたします。

Q23 「学術論文については、集中治療に関連する査読付き論文（原著、総説あるいは症例報告、短報、著書）であること。」となっておりますが、配点法の注2に記載のある「調査報告」なども該当するということでしょうか？

A23 該当します。

Q24 学術集会で発表しましたが学術集会の「参加証明書」を紛失しました。「抄録」「領収書」、QRコードの記載されたメールのコピーを代わりに出せば出席を認められますか？

A24 「抄録」「領収書」、QRコードの記載されたメールのコピーは認められません。学術集会の「参加証明書」またはe医学会の参加履歴を印刷したものをご提出願います。また学術集会の「参加証明書」は再発行できませんのでご注意ください。

Q25 集中治療医学会の会員管理システムにおいて本部・支部における学会参加履歴の記載があります。こちらは参加資格証明として使用することはできますか。

A25 日本集中治療医学会会員管理システムの「学術集会参加履歴」は学術集会出席の証明書として認められます。印刷してご提出下さい。

Q26 カウントされるための視聴時間や視聴コマ数などの決まりがありますでしょうか？

A26 「集中治療専門薬剤師申請書」に記載の通り「出席証明書」のコピーを貼付をいただけましたら大丈夫です。

Q27 学術業績の要件の学会参加においては2025年3月開催予定の第52回日本集中治療医学会学術集会も単位として含めることは可能でしょうか。

A27 2025年度申請の学術業績につきましては、
・2020年4月1日～2025年3月31日の5年間のものをご提出下さい。

Q28 学術集会にオンデマンドで参加しておりますが、こちらは出席にカウントされますでしょうか？

A28 オンデマンド参加もカウントされます。

Q29 学術集会の開催は3月でしたが、オンデマンド配信は4月でした。業績申請期間外となってしまいますが、認められませんか。

A29 現地開催が3月でしたら、オンデマンド配信が4月でも認められます。

〈症例報告について〉

集中治療専門薬剤師の申請要件における症例提出について、集中治療領域の症例を10症例提出とされております。

Q30 狭義の集中治療領域としますとICUのみの症例が該当しますが、広義の集中治療領域とする
とNICUやCCU、SCUおよびHCUも該当するかと存じます。いずれの解釈で症例を用意すれば良いでしょうか。

A30 申請者が集中治療実務経緯証明書に記した集中治療施設（特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児集中治療室管理料の算定施設）における症例を提示してください。

〈認定試験について〉

Q31 試験会場はどこですか？

A31 2025年度はWEBでの口頭試問を予定しておりますので、ご自宅などからZoomにてご参加下さい。

2026年度からは筆記試験に変更予定です。

Q32 試験日はいつですか？

A32 2025年10月頃の予定ですが未定です。
決まり次第HPにてご案内いたします。

2025年3月6日改定